

締約国に関する情報 H U	ハンガリー	附属書 B 1 H U
	一般情報	
国内官庁の名称	Hungarian Intellectual Property Office (HIPO) (ハンガリー知的所有権庁 (HIPO))	
所在地	II. János Pál pápa tér 7, 1081 Budapest, Hungary	
郵便のあて名	P. O. Box 415, 1438 Budapest, Hungary	
電話番号	(36-1) 312 44 00	
ファクシミリ装置	(36-1) 331 25 96	
電子メール	sztnh@hipo. gov. hu	
インターネット	www. hipo. gov. hu	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替え用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ハンガリーの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりハンガリー知的所有権庁 (HIPO), 欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ハンガリーが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：ハンガリー知的所有権庁 (HIPO) (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
ハンガリーを選択できるか？	できる (PCT第二章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 (実用新案は、国内特許に代えて求めることができる) 欧州：特許	

[次頁に続く]

H U

ハンガリー (続き)

H U

国際型調査に関するハンガリーの規定

なし

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

公衆の閲覧に供された国際出願は、PCT第29条(1)及び(2)の規定に基づき国際出願のハンガリー語による翻訳文を掲載したハンガリー知的所有権庁(HIPO)の公報が発行された日から仮保護を得る。この日は、一反証がない限り当該公報に表示されている公開の日である。出願人は、この仮保護に基づき当該発明についての許諾を得ない実施に対し訴訟を提起することができる。ただし、当該訴訟手続は、特許の付与についての法的効果を有する決定がされるまで中止される。

欧州特許を目的とする指定の場合：

請求の範囲のハンガリー語への翻訳文の公告をハンガリー知的所有権庁(HIPO)が行った日から、ハンガリーにおける仮保護が有効となる

ハンガリーが指定(又は選択)されている場合の有益な情報

国内保護について

ハンガリーが指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後に提出することができるが、優先日から31箇月以内に提出しなければならない。この要件は、国内法に基づき定められる追加手数料の支払を条件として、当該期間の末日から3箇月以内に満たすこともできる。所定の期間内に要件が満たされていない場合、国際出願はハンガリーに関して効力を失う。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり(附属書L参照)

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構(E P)を参照